

議 会 運 営 委 員 会

令和3年12月3日（金）

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年12月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料 1-1～1-3

(2) 議会追加提出議案について

資料 1-4

(3) その他

2 請願者等の意見陳述

(1) 陳情第13号 採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について

(2) 陳情第14号 議員の市民との対話の姿勢の見直しの検討を求める陳情について

(3) 陳情第15号 議会の会議録の検索の仕方についてデモ動画等による簡便化を求める陳情について

(4) 陳情第16号 議会動画の再生回数が増加する手法の検討を求める陳情について

3 陳情審査

(1) 陳情第13号 採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について

(2) 陳情第14号 議員の市民との対話の姿勢の見直しの検討を求める陳情について

(3) 陳情第15号 議会の会議録の検索の仕方についてデモ動画等による簡便化を求める陳情について

(4) 陳情第16号 議会動画の再生回数が増加する手法の検討を求める陳情について

4 陳情審査方法の検討について

5 特別委員会の設置について

6 会派代表質問の時間について

資料 2

7 3月定例会議以降の個人一般質問の時間について

資料 3

8 その他

令和 3 年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（1 件）

〔補正予算 1 件〕

議案第 122 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 10 号）

追加提案議案 概要説明資料
(令和 3 年 12 月 7 日追加提案予定)

議案第 122 号

○ 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 10 号）

(1) 編成概要

国の経済対策を受けて支給する子育て世帯への臨時特別給付金に係る経費に加え、新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費について予算の調整を行うものです。

(2) 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第 10 号)	42,056,438	377,787	42,434,225

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給に伴う調整

○対象児童：平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童

○支 給 額：対象児童ごとに 5 万円

(2) 新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費の調整

○新型コロナウイルス感染症対策事業（感染症予防費）

市内の高齢者福祉施設等が職員に対して実施する新型コロナウイルス抗原検査に係る費用を助成

令和3年12月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】 予算決算委員会 1件

市長提出議案等（議案1件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第122号	令和3年度浜田市一般会計補正予算（第10号）	予算決算委員会

議会追加提出案件（3件）

議案名	内容
選挙第5号	浜田市選挙管理委員の選挙について
選挙第6号	浜田市選挙管理委員補充員の選挙について
議員派遣について	浜田市議会議員研修会について （令和3年12月20日開催 人権研修）
	浜田市議会議員研修会について （令和4年2月7日開催 財務研修）

※12月16日の本会議へ提出予定

選挙管理委員会委員及び選挙管理委員補充員候補者一覧

1 選挙管理委員候補者

選出区分	氏名（生年月日）	住所
浜田	瓦 田 富 子 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）
金城	岡 本 正 博 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）
旭	野 村 英 司 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）
三隅	福 原 誠 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）

2 選挙管理委員補充員候補者

順位	選出区分	氏名（生年月日）	住所
1	浜田	倉 本 一 三 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）
2	弥栄	藤 本 智 明 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）
3	三隅	岡 本 真 司 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）
4	金城	原 田 俊 治 （ 省 略 ）	（ 省 略 ）

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年11月12日

陳情番号	13
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	

1 採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について

採択陳情の進捗を把握しないと意味がない。

陳情が単なるセレモニーならこのままで良いと思う。

市民の話聞いてやったぞ、ガス抜きをしてやったぞ、次の選挙は頼むぞという選挙用セレモニーにならないように頑張ってもらいたい。

そのためには、議会として市役所に対して「月一程度の報告」をしてもらえばどうか？

方法は問わないが、陳情を採択しっぱなしで良いはずはないと思う。

議員、議会の優秀な集団で、成果につなげるための方法を検討してもらいたい。

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年11月12日

陳情番号	14
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	

2 議員の市民との対話の姿勢の見直しの検討を求める陳情について

陳情 218 のはまだ一日議会における■■■■議員の発言、■■■■氏の発言が問題になったが、ああいう場では、専門知識のある議員がやっとの思いで参加した市民に対して、糾弾するような発言はすべきではないと思います。

浜田市と議会のやり取りを一般市民に対してしているようで、恐怖感に似た嫌な思いがしました。

結果的に、■■■■議員の発言は正しくなく、■■■■氏の発言のとおりであった(言い間違いの部分はあったが)

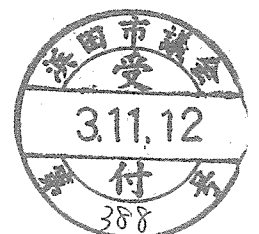
更に、場外では市民が確認しようとしても、着信拒否、訪問されたら警察を呼ぶという行為は、議員としてあるまじきことではないかと思う。

議長が勧めたにもかかわらず、市民との話し合いに応じないことも政治倫理審査会の対象ではないかと思います。

市民との対話の場合は、対決や詰問のような発言は控えて、情報を提供しやすいように、発言しやすいように慮った態度をとってもらえないか？

虫の目で対等に戦うのではなく、鳥の目で全体を見ながら余裕を持った対応をして欲しい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年11月12日

陳情番号	15
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	

10 議会の会議録の検索の仕方についてデモ動画等による簡便化を求める陳情について

発言や会議録を探すのが大変だ。

事務局に聞くと、こうしてこうしてこうすればいい。

あれは検索システムにある。

これ検索システムに無いとか言われる。

統一した流れが無く、個人の記憶に頼った検索を勧められる。

動画再生回数 (少ない) も含め、謙虚に検討してほしい

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年11月12日

陳情番号	16
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	

11 議会動画の再生回数が増加する手法の検討を求める陳情について

議会の会議の youtube アップの再生回数が市民の個人のアップ動画と比べ 10 倍以上違う
市民は無償でやっているにもかかわらず、議会の動画よりみられている

見られるように工夫して欲しい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



「会派代表による一般質問」実施要領

平成 19 年 12 月 20 日議会運営委員会決定	平成 20 年 9 月 19 日議会運営委員会改正
平成 21 年 12 月 16 日議会運営委員会改正	平成 24 年 1 月 23 日議会運営委員会改正
平成 25 年 2 月 6 日議会運営委員会改正	平成 25 年 12 月 18 日議会運営委員会改正
平成 27 年 12 月 14 日議会運営委員会改正	平成 29 年 2 月 16 日議会運営委員会改正
平成 30 年 2 月 14 日議会運営委員会改正	平成 31 年 1 月 29 日議会運営委員会改正
令和 2 年 1 月 22 日議会運営委員会改正	令和 2 年 12 月 16 日議会運営委員会改正
令和 年 月 日議会運営委員会改正	

1. 導入目的

会派制を導入している浜田市議会が、本市における行政全般の政策上の問題について、会派の独自の調査・研究をもとに代表者が市長その他の行政委員会に基本的方針等を大局的見地から質問・提案することにより、当市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市政運営に対する関心と理解を深めることを目的とする。名称は「会派代表質問」とする。

2. 名称及び導入時期

名称は「会派代表質問」とし、実施時期は、市長が施政方針表明を行う定例会議のみにおいて実施することとし、平成 20 年 3 月定例会から導入する。

3. 実施の方法

項目	内容
①実施日程	施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。 当面 1 日間で実施することとする。
②質問の内容	市長の施政方針、その他の行政委員会に対する基本的な方針及び方向性等について会派の意思統一を図ったものを原則として質問することとする。
③対象会派	議長に届け出た会派のうち、2 人以上の会派を対象とする。
④質問の通告	個人一般質問の通告期限と同様とする。通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、会派代表者が議長に提出することとする。施政方針表明の原稿は、議会運営委員会の概ね 1 週間前に議員に配付とする。 質問者は、一つの会派から複数選出を可能とし、人数制限は行わない。記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。
⑤質問時間・方法	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2 人会派 30 分、 4 人会派 40 分、5 人及び 6 人会派 50 分、89 人会派 60 分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一会派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。最初の質問は、演壇において一括質問とし、再質問は、質問席において一括して行うこととする。（※令和 34 年 3 月定例会議においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から上記の時間を 10 分短縮する。）
⑥答弁の方法	市長の最初の答弁は演壇において行うこととし、再質問に対する市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。
⑦個人一般質問	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。 なお、個人一般質問の通告を行う者は、所属の会派代表質問と重複しない質問内容でなければならない。ただし、基本的方針について会派代表質問を行い、具体的内容について個人一般質問を行う場合は可能とする。その場合、代表質問と違う意見を持って個人一般質問を行うことがないよう留意すること。

個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について

(19年12月定例会から導入)

これまでの個人一般質問「登壇・一括質問方式」は、質問議員が壇上から議員席の方を向いて、複数の質問を一括して行い、執行部側もまとめて答弁するため、傍聴者・ケーブルテレビを視聴した市民から内容が理解しづらい点などの指摘があった。

「対面型・一問一答方式」では、議員席の最前列中央付近の「発言席」から、質問議員が執行部と向かい合い、全ての質問を行う。これまでは、再々質問までしか許可していなかったが、持ち時間内なら何回でも質問ができ、執行部側も質問の都度答弁することとなる。これにより、傍聴者・ケーブルテレビ視聴者にも分かりやすく、緊張感のある深みを持った議論が期待される。

1. 一問一答の基本構成

質問者(議員)は、通告書にしたがって市政に関する質問や提案を行う。

* 通告小項目ごとの一問一答方式とする。

(通告をした大・中・小項目のうち)

1 小項目①に対する質問①



質問①に対する執行部答弁①



答弁①に対する質問②



質問②に対する執行部答弁②



答弁②に対する質問③



質問③に対する執行部答弁③



答弁③に対する質問④



質問④に対する執行部答弁④



2 小項目②に対する質問①

「通告項目の表示方法」

大項目は、1、2、3・・・

中項目は、(1)、(2)、(3)・・・

小項目(要旨)は、①、②、③・・・

(議事日程又はケーブルテレビで掲載する項目は、大項目及び中項目とする)

- ◎ 質問①は通告が必要である。
- ◎ 質問②～④は通告不要であるが答弁に対する質問であり、新たな項目を質問することはできない。
- ◎ 論議が収束しないときは議長が議事を整理する。

※以下繰り返し

2. 個人一般質問通告の期限及び流れについて

- ① 通告期限は、定例会議開会日の6日前の午前11時（浜田市の定める休日は含まない。）とする。ただし、締切日の1日前（午前11時）までFAX・メール提出を受付可能とし、それ以降は本人の直接提出を原則とし、緊急やむを得ないと議長が認める場合のみ、FAX、メール、代理人（家族）による提出を受理することとする。
- ② 一般質問の通告書は、質問の標題（大・中項目）だけでなく要旨（小項目）を具体的に記載し、同時に提出することとする。
- ③ 通告締め切り時に発言順の抽選を行う。
- ④ 通告締め切り後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長が、通告内容を点検し、必要により通告者に確認又は修正等について協議する。
- ⑤ 通告締め切り日の午後2時に執行部へ通告書写しを送付する。
- ⑥ 期限を過ぎてからの質問の変更はできない。質問項目の削除は認める。
- ⑦ 質問通告書は印刷し、質問当日に全議員の議席に配付する。

3. 質問内容について

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の4点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
- ② 議案審議の段階でただせるもの。
- ③ 制度の内容説明を求めるもの。
- ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。

4. 質問時間、回数について

- ① 一人当たりの持ち時間は、一定例会議ごとに30分20分とする。
- ② 質問の持ち時間は、答弁を含めない。
- ③ 質問の回数に制限は設けない。

5. 質問及び答弁の場所と流れについて

- ① 議長は、議事日程に基づき、質問者を指名（〇〇番〇〇議員）する。
- ② 質問者は、市長と対面で設置する質問席につき、質問を始める。
- ③ 質問は、質問席で起立して行い、2回目以降の質問の時も同様とする。
- ④ 質問者は、答弁を質問席で着席して受ける。
- ⑤ 答弁は、市長以下自席で行う。
- ⑥ 質問・答弁が終了後、質問者は自席に戻り着席する。
- ⑦ 質問残り時間は、質問席前方に設置のディスプレイで確認し、持ち時間内に質問を終える。なお、持ち時間を超えて発言が終わらない場合は、議長が制止する場合もある。